

仙台市農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 平成31年1月31日（木曜日）午後1時25分から午後2時55分

2. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

3. 出席委員 (17人)

会 長	1 番	佐々木 均		
会長職務代理者	2 番	中野 勲		
委 員	3 番	赤間 敬	4 番	大泉 権吾
	7 番	加藤 和彦	8 番	菅野 則義
	10 番	佐藤 千治	12 番	佐藤 とみ
	14 番	鈴木 通	15 番	鈴木 正年
	17 番	松原 菊男	18 番	嶺岸 若夫
			6 番	加藤 和江
			9 番	郷古 雅春
			13 番	品川 忠夫
			16 番	高橋 勝彦
			19 番	結城 一吉

4. 欠席委員 (2人) 5 番 大里 重市 11 番 佐藤 昭幸

5. 議事日程

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事録署名委員の指名

4. 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定の件

第5号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件

5. 協議

平成31年度農作業標準料金等の設定について（案）

6. 報告

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出

(3) 農地法第3条の3の規定（相続）による届出

(4) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知

(5) 農地法第5条の規定による許可の取消に関する件

(6) 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知書の返戻に関する件

(7) 売り渡し希望農地一覧表

7. その他

(1) 会長報告

(2) 農業委員会関係出張等の復命

(3) 事務局からの連絡事項

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 能夫	事務課長	千田 明
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	佐藤 和之
振興係主任	内海 敏子		
農地係主任	小椋 健一	農地係専門員	庄子 尚

7. 農地利用最適化推進委員

横田 清孝 高橋 勝好 熊谷 幸夫

8. 会議の概要

1 開 会	開 会 (午後1時25分)
司会：主幹兼 振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第8回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会会長佐々木均から、ごあいさつを申し上げます。
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －
司会：主幹兼 振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。
議 長 (佐々木会長)	本日は、 議席番号5番大里重市委員及び議席番号11番佐藤昭幸委員から、欠席の届けがありました。19人中17人出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	それでは、18番嶺岸若夫委員、19番結城一吉委員を指名いたします。
議 長 (佐々木会長)	議事に入ります。 第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。 第1号議案については、私の家族の案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了までを、中野勲会長職務代理者に交替し、その間、私は退席いたしますので、よろしく願いします。

(佐々木均会長退席、議長交替)

議長(中野会長
職務代理者)

第1号議案について、佐々木均会長の案件がありますので、私が議長となって進めますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、調査委員会の報告を18番 嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願ひます。

嶺岸若夫委員
(第二調査委員会
委員長)

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。

平成31年1月25日に第二調査委員会で実施いたしました。調査は、9番郷古雅春委員、10番佐藤千治委員、17番松原菊男委員と私の4名で調査を行いました。今回の申請は、売買による規模拡大が5件、贈与による農業承継が2件、贈与による規模拡大が1件、遺贈による農業承継が1件、賃貸借による規模拡大が1件の合計10件です。番号1番から3番までを、10番 佐藤千治委員から、番号4番から6番までを、9番郷古雅春委員から、番号7番から10番までは私が報告します。

議長(中野会長
職務代理者)

それでは最初に第1号議案の番号1番を審議することにいたします。10番の佐藤千治委員から調査結果を報告願ひます。

佐藤千治委員
(10番)

番号1番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、2人の共有で取得するもので、現在トラクター5台、耕うん機1台、田植機2台、収穫機1台を所有し、家族5人で稲作主体に27アールの農地を耕作しています。今回取得する面積と併せて51アールとなることから50アール要件を満たすものです。また、申請地は小作地になっておりますが、今回農地法第18条第6項の通知により合意解約が提出されております。(報告4の番号8番にあります) 本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、1月24日に熊坂茂彦農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議長(中野会長
職務代理者)

第1号議案の番号1番について、調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議長(中野会長
職務代理者)

それでは、意見等がありませんので採決します。第1号議案の番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(中野会長)

全員挙手と認めます。

職務代理人)	<p>よって、第1号議案の番号1番、農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件は、許可と決定いたします。</p> <p>それでは、第1号議案の番号1番の佐々木均会長の案件が終了しましたので、佐々木均会長は入室してください。</p> <p>(佐々木均会長 入室)</p>
議長(中野会長 職務代理人)	<p>第1号議案の番号1番が終了しましたので、議長を交替します。</p> <p>(議長交替)</p>
議 長 (佐々木会長)	<p>それでは、引き続き第1号議案の審議をします。</p> <p>番号2番から10番までの調査結果報告は、引き続き報告願います。</p>
佐藤千治委員 (10番)	<p>番号2番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で稲作主体に耕作をしています。平成27年に新規に就農しており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、1月23日に高山真里子農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。</p> <p>番号3番は、贈与により農業承継を図るものです。譲受人は、譲渡人の親戚で隣接地を所有しています。現在、耕うん機1台、テラー1台を所有し、田植えと収穫は作業委託により、家族4人で26アールの農地を耕作しています。また、申請地は小作地になっておりますが、今回、農地法18条第6項の通知により合意解約が提出されております。(報告4の番号9番にあります)</p> <p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、1月24日に熊坂茂彦農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。</p>
郷古雅春委員 (9番)	<p>番号4番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で328アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、1月22日に阿部弘昭農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。</p> <p>番号5番は、贈与により規模拡大を図るものです。隣接地の農地を所有しているものに贈与をするものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田</p>

植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で86アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、1月22日に奥山壽農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター2台、テラー2台を所有しており、田植えと収穫については、作業委託により、家族4人で231アールの農地を耕作をしています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、1月22日に安藤克夫農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

嶺岸若夫委員
(18番)

番号7番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で稲作主体に163アールの農地を耕作しています。申請地は、譲受人が平成26年9月から賃貸借により借り受けていたもので、今回売買により取得することから、農地法第18条第6項による合意解約の手続きは不要となるものです。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、1月23日に横田清孝農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号8番は、遺贈により農業承継を図るものです。譲受人は、現在、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、1人で53アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、1月22日に高橋孝夫農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号9番は、親から子へ贈与により農業承継を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で210アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、1月22日に熊谷幸夫農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号10番は、賃貸借権の設定により規模拡大を図るものです。譲受人は、美里町の農地所有適格法人で、現在、トラクター3台、田植機1台、収穫機1台を所有し、労働力5人で2,897アールの農地を耕作しています。申請地は、小作地で、譲受人が賃貸借により借り受けていたものですが、農地法第18条第6項による合

意解約の手続きをして、今回、新たに賃貸借権の設定をするものです。(報告4の番号7番にあります) 賃貸借の期間は、10年です。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお1月23日に高山真里子農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。以上、よろしくご審議ください。

議 長 第1号議案の番号2番から番号10番について、調査の結果、許可相当と報告がありました。ご異議、ご意見等はありませんか。

大泉権吾委員
(4番) 番号10番の契約内容の変更について教えてください。

嶺岸若夫委員
(18番) 今までは物納でしたが、金納への変更です。

議 長 他にご異議、ご意見等はありませんか。

議 長 (異議、意見等なし) それでは、意見等がありませんので採決します。第1号議案の番号2番から番号10番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員挙手と認めます。
よって、第1号議案の番号2番から番号10番の農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時43分)

議 長 続きまして、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査委員会の結果を嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。

嶺岸若夫委員
(第二調査委員会
委員長) 第2号議案の調査結果について報告します。調査は、9番郷古雅春委員、10番佐藤千治委員、17番松原菊男委員と私の4名で調査を行いました。今回の申請は、貸駐車場に転用するものが2件です。

番号1番と2番を、17番松原菊男委員が報告します。

松原菊男委員
(17番) 番号1番は、貸駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にありま

す。市街化を誘引する施設が周辺にあり、街区がある程度形成されている農地であることから、第3種農地と判断しました。また、申請地は、貸駐車場に利用するもので、畑98㎡を転用します。実測面積が563.80㎡と大きくあり、駐車場普通車27台に314.80㎡、通路等に249㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明については、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号2番も、貸駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で、土地改良事業施行後8年以上経過しております。第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内的の農地であることから、第2種農地と判断しました。また、申請地は、貸駐車場に利用するもので、田708㎡を転用して、駐車場普通車24台に300㎡、通路等に408㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、10人から連名による要望書も添付されております。また、資力証明については、預金通帳の写しが提出されております。平成31年1月9日付で仙台市泉土地改良区の意見書も提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

以上2件、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第2号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時47分)

議 長

続きまして、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査委員会の結果を嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。

嶺岸若夫委員
(第二調査委員会
委員長)

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、8番菅野則義委員、12番佐藤とみ委員、14番鈴木通委員と16番高橋勝彦委員の4名で調査を行いました。今回の申請は、資材置場に転用するものが1件、土砂置場に転用するものが1件、分家住宅に転用するものが1件、駐車場に転用するものが1件、通路に転用するものが1件、現場事務所に一時転用するものが1件、の合計6件です。番号1番と2番を、12番佐藤とみ委員から、番号3番と4番を14番鈴木通委員から、番号5番と6番を16番高橋勝彦委員から報告願います。

佐藤とみ委員
(12番)

番号1番は、通路に転用するもので、売買によるものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にある農地であることから、第2種農地と判断しました。また、申請地は、産業廃棄物処理業の会社が通路に利用するもので、田畑399㎡を転用して利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明については、預金通帳の写しが提出されております。平成30年12月18日付けで仙台東土地改良区の意見書も提出されております。一時転用で通路として利用してきましたが、平成30年12月7日付けで農振除外となったことから、売買により通路として転用するものです。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、資材置場に転用するもので、賃貸借権の設定によるものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で、土地改良施行後8年以上経過しております。第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内的の農地であることから、第2種農地と判断しました。また、申請地は、造園業者が資材置場及び駐車場として利用するもので、田797㎡を転用して、資材置場に125㎡、駐車場大型車10台に270㎡、通路等に402㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、資力証明については、通帳の写しが提出されております。仙台市岩切土地改良区の意見書も提出されております。賃貸借の期間は20年です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

鈴木 通委員
(14番)

番号3番と4番を私から報告いたします。

番号3番は、土砂置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外で農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。また、申請地は、建築業者が土砂置場に転用するもので、田279㎡を転用して、土砂置場に96㎡、重機置場に40㎡、通路等に143㎡として利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目

的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、資力証明については、平成31年1月15日付けで銀行の残高証明書提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号4番は、現場事務所に一時転用するもので、賃貸借権の設定です。申請地の泉区の農地は都市計画区域外で農振その他の区域です。青葉区の農地は、市街化調整区域内の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。また、申請地は、建設業者が現場事務所にするもので、泉区農地2,910㎡の内956㎡、青葉区農地1,407.78㎡の内211.6㎡、計1,167.6㎡を一時転用して、現場事務所倉庫に19㎡、資材置場65㎡、駐車場大型車2台に52.50㎡、普通車6台に67.50㎡、土砂置場に280㎡、鉄板敷盛土敷に152.10㎡、通路等に531.50㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、資力については、預金通帳の写しが提出されております。一時転用の工事期間は、平成31年7月31日までとなっております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

高橋勝彦委員
(16番)

番号5番と6番は、私から報告します。

番号5番は、分家住宅に転用するもので、贈与による所有権移転です。孫が祖母から贈与を受けて分家住宅を建築するものです。平成19年12月26日に農地法第5条許可による賃貸借でしたが、今回、取り消しをして、贈与により分家住宅にするものです。(報告5の番号1番にあります)申請地は、市街化調整区域内の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあります。第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから第2種農地と判断しました。申請地は、畑251.62㎡を分家住宅に転用するものです。居宅に74.11㎡、駐車場普通車3台に37.50㎡、植栽に11㎡、公衆用道路に9.62㎡、通路等に119.39㎡を転用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明は、通帳の写し及び銀行の融資証明書がでております。以上のことから農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号6番は、駐車場に転用するもので、賃貸借権の設定によるものです。転用面積が大きいことから聞き取り調査を実施しました。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから第2種農地と判断しました。賃貸借により一時転用で利用してきたところですが、今回、H30.12.7付けで農振除外となったことから賃貸借による転用をするもので

す。申請地は、畑 8,533 m²の内 4,907 m²を建設業者の駐車場に転用するものです。駐車場大型車 40 台に 1,600 m²、重機置場 2 台に 310 m²、資材置場に 130 m²、通路等に 2,867 m²を転用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明は、預金通帳の写しがでております。以上のことから農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。
以上 6 件、よろしくご審議をお願いします。

議 長

第 3 号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

大泉権吾委員
(4 番)

番号 1 番のように、農業振興地域内農用地区域から除外となったものなので、調査委員会の審査では許可相当との判断だが、今後も同様の場合には転用を認めていくということになるのか。

農地係長

番号 1 番の件は、事業の内容により調査委員会で審査していただきました。委員がご指摘のように、農用地区域から除外となったものは、基本的に相談を受けることが可能な農地となりますので、ケース・バイ・ケースにより進めていくこととなります。

議 長

他にご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第 3 号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 3 号議案農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後 2 時 08 分)

議 長

続きまして、第 4 号議案農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定の件について、を上程いたします。

調査委員会の結果を嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。

嶺岸若夫委員
(第二調査委員会
委員長)

第 4 号議案の調査結果について報告します。調査は、8 番菅野則義委員、10 番佐藤とみ委員、14 番鈴木通委員と 16 番高橋勝彦委員の 4 名で調査を行いました。今回の申請は、太陽光発電パネル設置に転用するものが 1 件です。大臣協議によ

る宮城県知事許可となるもので、農業委員会意見を宮城県に送付するものです。調査の結果を8番菅野則義委員から報告願います。

菅野則義委員
(8番)

第4号議案の調査結果を報告します。太陽光発電パネル設置に転用するもので、売買による所有権移転です。聞き取り調査は、全員で実施しております。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。転用面積が4haを超えることから、宮城県知事が許可権者になりますので、意見を付するものです。一団の農地が10ha以上の広がりがない複数の9ブロックの区域に分割されていますが、昭和45年度から実施された県営農用地開発事業に該当していることから、第1種農地と判断しました。なお、隣接する土地と一体として同一事業の用に供する場合であって、当該事業の目的を達成する上で農地を供することが必要であり、第1種農地の面積割合が3分の1を超えないことから、不許可の例外規定に該当するものです。申請地は、発電事業者が事業面積701,346㎡の内、畑487,442㎡(登記地目:畑453,586㎡、登記地目:山林33,395㎡、登記地目:公衆道路461㎡)、を太陽光発電パネル設置に転用するものです。発電出力50,996.52kw、太陽光発電パネル147,816枚に410,000㎡、通路等に291,346㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明は、H30.11.30付けで銀行の残高証明がでております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査をし、「止むを得ない」との意見を付すことといたしました。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

第4号議案について調査の結果、許可相当とし止むを得ないとの意見を付すとの報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第4号議案について、許可相当とし止むを得ないとの意見を付すことに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定の件については、許可相当とし、止むを得ないとの意見を付して宮城県に送付することに決定いたします。

(午後2時13分)

議 長

続きまして、第5号議案農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件について、を上程いたします。

調査委員会の結果を、嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。

嶺岸若夫委員
(第二調査委員会
委員長)

第5号議案の調査結果について報告します。調査は、8番菅野則義委員、10番佐藤とみ委員、14番鈴木通委員と16番高橋勝彦委員の4名で調査を行いました。今回の非農地証明願は、宅地が1件、山林が1件の計2件です。番号1番を、16番高橋勝彦委員から報告願います。番号2番は、第4号議案と関連がありますので、8番菅野則義委員から報告願います。

高橋勝彦委員
(16番)

番号1番の申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域であります。現在の状況は、宅地です。申請理由は、昭和56年5月頃から物置として利用してきているものです。確認資料である、仙塩広域都市計画図・昭和54年の固定資産税証明書・現地写真により、非農地対象条件③農地法施行後の人為的改廃で、この事実行為から既に20年以上経過しており、再び農地として利用される可能性がなく、また実情及び実体が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたもの、に該当し、承認相当と調査しました。

菅野則義委員
(8番)

番号2番を私から報告いたします。

番号2番の申請地は、市街化調整区域で農振その他の区域であります。現在の状況は、山林です。第4号議案と関連があります。第4号議案の事業概要の山林部分となるものです。申請理由は、昭和63年頃から山林化したものです。確認資料である、固定資産税証明書・現地調査票・現地写真・航空写真により、非農地対象条件②農地法施行後には、農地であったものが耕作不適、耕作不便等止むを得ない事情により20年以上耕作放棄されたため、自然改廃した土地で農地への復元が困難なもの、に該当し、承認相当と調査しました。

以上2件、よろしくご審議をお願いします。

議 長

第5号議案について調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。第5号議案について、非農地証明願を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第5号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件については、承認することに決定いたします。以上で議案を終了します。

(午後2時17分)

議 長	<p>続きまして、協議に入ります。</p> <p>協議事項 (1) 「平成 31 年度農作業標準料金等の設定について (案)」を企画検討チーム長から説明願います。</p>
企画検討チーム長 (松原菊男委員)	<p>(1) 「平成 31 年度農作業標準料金等の設定について (案)」資料 1 をご覧ください。</p> <p>— 説明 —</p>
議 長	<p>協議事項 (1) について、ご質問・ご意見等はございませんか。</p>
菅野則義委員 (8 番)	<p>10 月に消費税が上がりますが、反映しないのですか。</p>
企画検討チーム長 (松原菊男委員)	<p>この表は目安なので、受託者と委託者がお互いに話し合ってもらいたいです。</p>
議 長	<p>他にご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、(1) 「平成 31 年度農作業標準料金等の設定について」は、承認いたします。以上で協議事項を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 22 分)</p>
議 長	<p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>(1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出から (7) 売り渡し希望農地一覧表までを事務局から、報告願います。</p> <p>なお、質問については説明後、一括して受けます。</p>
事務局 農地係長	<p>それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。</p> <p>(1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出については、1 ページに記載のとおり、番号 4079 から 4087 まで 9 件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅と共同住宅への転用が各 2 件ずつ、長屋住宅・宅地・駐車場・貸家・宅地造成への転用が各 1 件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。</p> <p>続きまして、(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、2 ページから 10 ページに記載の通り、番号 5229 から 5251 までの 22 件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が 10 件、宅地造成・事務所及び店舗への転用が各 4 件ずつ、宅地への転用が 3 件、通路</p>

(一時転用)への転用が1件ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。なお、一時転用の期間は、約3ヶ月となっております。

続きまして、(3)農地法第3条の3の規定(相続)による届出については、11ページから12ページに記載のとおり7件の届出がありました。全て相続による権利の取得となっております。詳細は別紙報告書のとおりです。

続きまして、(4)農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知については、13ページに記載のとおり9件ありました。詳細は別紙の報告書のとおりです。

続きまして、1ページになりますが(5)農地法第5条の規定による許可の取消に関する件については、記載の通り1件ありました。今回第3号議案の番号5番で申請があったものです。詳細は別紙報告書のとおりです。

続きまして、15ページになりますが、(6)農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知書の返戻について、記載のとおり1件ありました。詳細は別紙報告書のとおりです。

次に、(7)売り渡し希望農地一覧ですが、新規の申し出が4件、取り下げの申し出が1件ありましたので、一覧表を修正しております。また、仙台市ホームページに掲載しているものを参考にお渡しいたします。あっせんの掘り起しをよろしくお願いいたします。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(7)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問等がないようです。これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。以上で報告事項を終了いたします。

(午後2時25分)

議 長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。(1)会長報告を私から(佐々木 均 会長)報告します。資料2をご覧ください。

会 長

(会長報告)

米の生産の目安について詳しく説明

議 長

続きまして、(2)農業委員会関係出張等の復命について加藤和江委員から1月22日の女性農業者との交流会と1月29日の2019 農山漁村パートナーシップ推進宮城県大会の報告をお願いします。

加藤和江委員
(6番)

— 報告 —

議 長	次に (3)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。
事務局	<p>(3)事務局からの連絡事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の作成について ② 2月～3月の予定表 4/17の全体会日程を連絡 ③ 平成30年度農業者年金加入推進記録簿の提出について ④ 他市町村農業委員会だより等 (農政時流、広島市) ⑤ 平成31年度給与所得者の扶養控除等申告書
議 長	<p>その他についてご意見、ご質問等はございますか。</p> <p>(意見なし)</p>
議 長	<p>質問等はないようですので、その他について終了いたします。</p> <p>他に何かありますか。なければ以上で全てを終了いたします。</p>
司会：主幹兼 振興係長	<p>それでは、閉会のあいさつを 中野会長職務代理者からお願いします。</p>
中野会長職務 代理者	<p>以上をもちまして、仙台市農業委員会第8回総会を閉会します。</p> <p>閉 会</p>
	(午後2時55分)